

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県佐倉市畔田字塚原756番地
氏 名 株式会社京葉クリーンセンター
代表取締役 大道寺 俊幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和7年9月11日

許可の有効年月日 令和12年8月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎、圧縮及び圧縮破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 繊維くず
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
(ハ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮破碎による中間処理に係るもの

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
（自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、処理施設及び防音壁等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年8月2日 新規許可

令和7年9月11日 更新許可

令和7年12月1日 変更届（代表者及び本店住所の変更）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成15年5月16日、 第15-20-1-1号)	廃プラスチック類 4.768 t/日 (0.596 t/時×8 時間) 紙くず 11.92 t/日 (1.49 t/時×8 時間) 繊維くず 11.92 t/日 (1.49 t/時×8 時間) (平成15年10月31日)	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 18.8 t/日 (2.35 t/時×8 時間) 紙くず 31.28 t/日 (3.91 t/時×8 時間) 木くず 39.12 t/日 (4.89 t/時×8 時間) 金属くず 46.96 t/日 (5.87 t/時×8 時間) ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず 203.6 t/日 (25.45 t/時×8 時間) (平成15年10月31日)	1	千葉県佐倉市畔田 字塚原 732番3の一部、 732番4の一部、 733番4の一部、 736番2の一部、 756番2の一部

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 前 物 保 管 施 設	木くずの保管施設	60 m ² 80 m ³	1	千葉県佐倉市畔田 字塚原 732番3の一部、 732番4の一部、 733番4の一部、 736番2の一部、 756番2の一部
		100 m ² 81 m ³	1	
	繊維くずの保管施設	26 m ² 35 m ³	1	
	紙くずの保管施設	26 m ² 35 m ³	1	
	廃プラスチック類の保管施設	77 m ² 123 m ³	1	
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	46 m ² 58 m ³	1	
	金属くずの保管施設	22 m ² 28 m ³	1	
	石膏ボードの保管施設	8.2 m ² 8.2 m ³ (4 t 車用コンテナ)	1	
	廃プラスチック類、繊維くず、 紙くずの保管施設	15 m ² 21 m ³ (10 t 車用コンテナ)	1	
	混合廃棄物一時保管施設	144 m ² 144 m ³	1	
処理 後 物 保 管 施 設	木くずの保管施設	8.2 m ² 8.2 m ³ (4 t 車用コンテナ)	1	
	金属くずの保管施設	8.2 m ² 8.2 m ³ (4 t 車用コンテナ)	1	
	石膏ボードの保管施設	8.2 m ² 8.2 m ³ (4 t 車用コンテナ)	1	
	残さ物の保管施設 (廃プラスチック類、ガラスく ず、コンクリートくず及び陶磁 器くず、金属くず)	171 m ² 273 m ³	1	
	残さ物の保管施設 (廃プラスチック類、 繊維くず、紙くず)	15 m ² 21 m ³ (10 t 車用コンテナ)	1	

(以下余白)